

春日部市企業管理規程第 4 号

春日部市水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 6 月 12 日

春日部市水道事業管理者 宗広 則行

春日部市水道事業会計規程の一部を改正する規程

春日部市水道事業会計規程（平成17年企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(公金事務の委託)</p> <p>第14条の2 管理者は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、同条第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）の指定をし、公金の徴収若しくは収納又は支出の事務（以下この条において「公金事務」という。）を委託したときは、次に掲げる事項を、同条第2項の規定により告示しなければならない。告示した事項に変更があったとき、又は指定を取り消したときも、同様とする。</p> <p>(1) 指定公金事務取扱者の名称及びその住所又は事務所の所在地</p> <p>(2) 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出</p> <p>(3) 指定公金事務取扱者の指定をした日又は指定を取り消した日</p> <p>(4) 指定公金事務取扱者に公金事務を委託をした日</p> <p>(領収書の交付)</p>	<p>(領収書の交付)</p>
<p>第15条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び<b>指定公金事務取扱者</b>は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>(収納金の取扱)</p>	<p>第15条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び<b>地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により水道事業の業務に係る公金の徴収又は収納の事務を受託している者（以下「公金徴収事務等受託者」という。）</b>は、収入の納付を受けた場合は、直ちに納付者に対して領収書を交付しなければならない。</p> <p>(収納金の取扱)</p>
<p>第16条</p> <p>2 <b>指定公金事務取扱者</b>は、料金等徴収の過程で</p>	<p>第16条</p> <p>2 <b>公金徴収事務等受託者</b>は、料金等徴収の過程</p>

収納した現金を前項の例により出納取扱金融機関に払い込み、出納取扱金融機関の領収及びその内訳を示す書類により企業出納員に報告しなければならない。

(証券の支払拒絶等)

第20条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び**指定公金事務取扱者**は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実にないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。

6 企業出納員は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券(現金取扱員及び**指定公金事務取扱者**が収納したものを含む。)があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。

で収納した現金を前項の例により出納取扱金融機関に払い込み、出納取扱金融機関の領収及びその内訳を示す書類により企業出納員に報告しなければならない。

(証券の支払拒絶等)

第20条 企業出納員、現金取扱員、出納取扱金融機関、収納取扱金融機関及び**公金徴収事務等受託者**は、納入義務者が収入の納付に用いた小切手の支払が確実にないと認める場合は、その受領を拒絶しなければならない。

6 企業出納員は、納入義務者から納付された証券の支払が拒絶された旨の通知を出納取扱金融機関から受けた場合は、直ちに振替伝票を発行し、当該証券の支払の拒絶を証する書類を添付して管理者の決裁を受けなければならない。この場合において、企業出納員が収納した証券(現金取扱員及び**公金徴収事務等受託者**が収納したものを含む。)があるときは、直ちに当該証券を納付した納入義務者に対して当該証券の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該証券を還付する旨を証券還付通知書により通知しなければならない。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。